

千葉県泉自然公園ボランティアガイド実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県泉自然公園（以下「公園」という。）内において、ボランティアガイド（以下「ガイド」という。）を促進し、来園者の快適な公園利用を図るため、ガイドの登録並びに活動等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ガイドとは、公園において自らの意思に基づき、次条に定める活動を行う者をいう。

(活動内容)

第3条 ガイドの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 公園内の野草に関するガイド活動
- (2) 公園内の野鳥に関するガイド活動
- (3) その他公園に関するガイド活動

(資格)

第4条 登録できるガイドは下記の条件を満たした個人とする。

- (1) 泉自然公園のガイド活動に興味があり、ガイド養成講座を修了された方。
- (2) 本要綱の内容に同意された方（登録申込書の提出で同意とみなす。）

(ボランティアガイドの登録等)

第5条 この要綱に定めるガイドは、ボランティアガイド登録について市長に申込みするものとする。

- 2 市長は、前項により申込みをした者に対し、ボランティアガイド名札を交付し、ボランティアガイド登録簿に登録するものとする。
- 3 ガイドは、登録事項の変更があった場合はボランティア登録事項変更届により市長に届出るものとする。

(登録期間)

第6条 登録期間は、登録日の翌年の3月末日までとする。ただし、登録者が引き続き登録を希望する場合は、継続することができる。

(登録の抹消)

第7条 市長は、ボランティア登録の抹消を希望する者及びガイドの責務を遵守できないと判断する者について、登録を抹消するものとする。

(活動報告)

第8条 登録者は、ガイド活動終了後すみやかに、ガイド活動報告書に必要事項を記載し、提出すること。

(ボランティアの費用)

第9条 ボランティアの費用は無償とする。ただし市長は、1日2時間の活動に1000円、1日4時間の活動に1500円の活動支給金を支払う。

(保険)

第10条 ガイド活動には、千葉市ボランティア保険が適用される。

(個人情報の保護)

第11条 登録者の個人情報は、千葉市個人情報保護条例の規定に基づき、適正に管理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。